（前のページより続き）

○平成二十三年国土交通省告示第千二百八十八号を廃止する件（同三一〇）　七三〇

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示（同三一一）

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める鉄道施設（同三一二）

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第六条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する金融機関（同三一三）　七三一

○平成二十四年国土交通省告示第五百七号の一部を改正する件（同三一四）　七三二

○平成六年建設省告示第千百二十六号の一部を改正する件（同三一五）　七三二

○地方税法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件（同三一六）　七三三

○地方税法施行規則附則第三条の二の二十第一項の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第九百十三号の一部を改正する告示を定める件（同三一七）　七三五

○租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する件（同三一八）

○地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を定める件（同三一九）

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示（同三二〇）　七三七

○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する告示（同三二一）

○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する告示（同三二二）　七三六

○平成四年十二月環境庁告示第八十八号の一部を改正する告示（環境一八）

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第六号）（外務省）

1　在ダナン総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び第二関係）

2　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めることとした。（第一〇条第二項関係）

4　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を改めることとした。（第六条第五項第一号関係）

5　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第七号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額又は予納税額がある一定の場合において所得税に係る一定の申告書の提出があったときは、賦課決定の期間制限の特例として、当該提出があった日の翌日から起算して二年間賦課決定を行うことができることとした。（第一七条の六関係）

㈡　給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に経由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講ずることとした。（第四五条の三の二、第四五条の三の三、第五〇条の七、第三一七条の三の二、第三一七条の三の三及び第三二八条の七関係）

㈢　株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額（一定の金額を限度とする。）に一〇〇分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととした。（第七一条の五一関係）

㈣　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとした。（附則第四条の四関係）

㈤　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとした。（附則第三五条の二の三関係）

㈥　住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和一七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する等の措置を講ずることとした。（附則第六一条関係）

㈦　個人の市町村民税の均等割の税率の軽減並びに個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢一六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとした。（第三一一条及び附則第三条の三関係）

㈧　給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の通知について、特定特別徴収義務者の申出がある場合には、当該通知に代えて電磁的方法により通知事項を提供しなければならないこととし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととする等の措置を講ずることとした。（第三一一条の四関係）